

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	児童福祉法	根拠条項	資料番号	1・2・3・4・5	担当課	子育て支援課
法令名	児童福祉法	根拠条項	第35条第4項	許認可等の内容	児童福祉施設の設置認可	
法令名	児童福祉法	根拠条項	第35条第7項	許認可等の内容	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	
(根拠規定)						
児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）						
第35条						
4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。						
7 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、命令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。						
(許認可等の基準)						
児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）						
第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下最低基準という。）は、この省令の定めるところによる。						
第2条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。						
第3条 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第4項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第6条第2項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。						
2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。						
3 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、第1項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長とする。）」と、「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。						
4 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。						
第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。						
2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

第5条 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設の設備構造は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第6条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必用な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。

第9条の2 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第10条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に2回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えなければならない。

第11条 児童福祉施設において、入所している者に給食をするときは、その献立はできる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 給食は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

第12条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第5項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診	児童が通学する学校における健康診断
入所した児童に対する入所時の健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 児童福祉施設の長は、第1項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。

4 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続きをとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

5 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第13条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の処遇に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

第14条の2 児童福祉施設は、その行った処遇に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、その行った処遇に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第二章 助産施設

第15条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）の病院である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

第16条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

第17条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産婦を置かななければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第18条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続きをとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りではない。

第三章 乳児院

第19条 乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第20条 乳児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児の養育に専用の室を設けること。
- 二 前項の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第21条 乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かななければならない。

2 看護師の数は、おおむね乳児の数を1.7で除して得た数（その数が7人未満であるときは7人）以上とする。

3 看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、乳児10人の乳児院には2人以上、乳児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かななければならない。

第22条 乳児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師及び調理員又はこれに代わるべき者を置かななければならない。

2 看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

第23条 乳児院における養育は、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第12条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

第24条 乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

第25条 乳児院の長は、乳児の保護者及び必要に応じ当該乳児を取り扱った法第11条第1項に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めなければならない。

第四章 母子生活支援施設

第26条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは浴室を設けないことができる。
- 二 母子室は、1世帯につき1室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、おおむね1人につき3.3平方メートル以上であること。

四 乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

を設けること。

五 乳児又は幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳児又は幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

第27条 母子生活支援施設には、母子指導員（母子生活支援施設において、母子の生活指導を行うものをいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

第28条 母子指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

第29条 母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

第30条 母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法（昭和22年法律第49号）の精神を遵守しなければならない。

第30条の2 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子相談員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護および生活の支援に当たらなければならない。

第31条 第26条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第33条第2項を除く。）を準用する。

第七章 児童養護施設

第41条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の1室の定員は、これを15人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にする事。
- 五 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設ける事。
- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設ける事。

第42条 児童養護施設には、児童指導員（児童養護施設において、児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を置かないことができる。

2 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

3 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上とする。

第43条 児童指導員は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者
- 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの
- 五 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

第44条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

2 児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

第45条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

2 職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。

3 私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。

4 児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の使途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。

第46条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

第47条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

第74条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の1室の定員は、これを5人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

三 男子と女子の居室は、これを別にすること。

四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

第75条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士、及び調理員を置かなければならない。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有し、かつ、児童精神医学に関し学識を有する者でなければならない。

3 心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを有する者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者でなければならない。

4 心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。

5 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。

第76条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

第77条 情緒障害児短期治療施設については、第46条の規定を準用する。

第78条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十章 児童自立支援施設

第79条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校、又は養護学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第41条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室はこれを別にしなければならない。

第80条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を置かないことができる。

2 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね5人につき1人以上とする。

第81条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に5年以上従事した者。

2 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

第82条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

二 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの
三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの

五 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

第83条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 3年以上児童自立支援事業に従事した者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

第84条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第44条及び第45条の規定を準用する。

第85条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

第86条 削除

第87条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第88条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的検査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第十一章 児童家庭支援センター

第88条の2 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

第88条の3 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第11条の2各号のいずれかに該当する者でなければならない。

第88条の4 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子相談員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことが

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

できるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(その他)